



東近江市 多文化共生 推進計画

令和 7 年（2025 年）9 月

目次

第1章 計画の策定に当たって	- 1 -
1 策定の意義（背景・趣旨）	- 1 -
2 多文化共生に関する制度の経過	- 2 -
3 計画の位置付け	- 3 -
4 計画の策定方法	- 3 -
5 計画の期間	- 4 -
第2章 外国人住民の概況等	- 5 -
1 東近江市人口の推移	- 5 -
2 外国籍人口の推移	- 6 -
(1) 本市の外国籍人口	- 6 -
(2) 国籍別人口推移	- 6 -
(3) 年齢別構成比	- 8 -
(4) 在留資格別	- 9 -
3 教育の状況	- 10 -
(1) 日本語指導が必要な外国人児童生徒数	- 10 -
(2) 外国人児童生徒等への支援	- 10 -
4 国際交流・国際理解	- 11 -
(1) 姉妹都市、友好都市、文化交流協定	- 11 -
(2) 東近江国際交流協会	- 12 -
第3章 多文化共生に関する基本的な考え方	- 13 -
1 多文化共生とは	- 13 -
(1) 多文化共生を巡る議論	- 13 -
(2) 東近江市における多文化共生の定義	- 14 -
(3) 基本理念と目指す姿	- 15 -
2 基本目標と体系	- 16 -
(1) 基本目標	- 16 -
(2) 計画の体系	- 17 -
第4章 多文化共生の展開	- 18 -
1 コミュニケーションの円滑化	- 18 -
(1) 現状の取組と課題	- 18 -
(2) 具体的な取組	- 19 -
2 住みやすさの向上	- 20 -
(1) 現状の取組と課題	- 20 -

(2) 具体的な取組	- 21 -
3 多文化共生の地域づくり	- 22 -
(1) 現状の取組と課題	- 22 -
(2) 具体的な取組	- 23 -
4 ライフステージに応じた支援	- 24 -
(1) 現状の取組と課題	- 24 -
(2) 具体的な取組	- 25 -
5 多文化共生を推進するための体制の整備	- 27 -
(1) 現状の取組と課題	- 27 -
(2) 具体的な取組	- 27 -
資料編	- 28 -
1 在留資格一覧表	- 28 -
2 用語の説明	- 28 -
3 外国人施策の推移について	- 32 -
4 アンケート内容と結果	- 34 -
5 東近江市多文化共生推進計画 委員会名簿	- 41 -
6 計画策定の経過	- 42 -

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の意義（背景・趣旨）

平成元年（1989年）に「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という。）が改正され、翌年（1990年）施行された。この改正により「定住者」の在留資格が創設された。バブル景気による労働者不足という社会課題を背景に、外国人労働者の受入れとともに日本に定住する外国人が増加する大きな契機となった。その後も入管法が幾度も改正されるなか、様々な立場や目的で外国から日本を訪れる人々が増え、定住する人も増加傾向にある。

本市においても、今日外国籍と思われる人を街中で見かけることは珍しいことではなく、市内の店舗でも、日本ではあまりなじみのない食材等が販売されていることも日常のものとなっている。

本市の外国籍人口は、平成17年（2005年）2月の市町合併以降増加傾向をたどっていた。平成21年（2009年）1月1日時点では本市全体の人口のおよそ3.73%となる4,270人に達したが、平成22年（2010年）には3,489人へと減少し、平成27年（2015年）には2,578人にまで低下した。これは、平成20年（2008年）のリーマン・ショックによる世界的不況や平成23年（2011年）の東日本大震災といった外部要因が影響していると考えられる。

その後、平成28年（2016年）からは再び増加に転じ、コロナ禍以前の令和2年（2020年）1月1日時点で3,811人であった外国籍人口は、令和7年（2025年）1月1日現在で4,937人に達している。この数値は本市全体の人口のおよそ4.43%であり、外国人住民が東近江市のまちづくりにおいて今まで以上に見過ごせない重要な存在となっていることを示している。

一方、日常を共に過ごす機会が増えているからこそ、例えばごみ捨ての方法や自治会活動など、日々の生活において言葉や文化の違いに戸惑うことは少なくない。日本で生まれ育っていれば当たり前のことであっても、日本以外の国ではそうではないことは多くある。外国人住民が身近に暮らし今後も増えていくことが予想される今日、そうした違いを知り、理解しようとお互い歩み寄ることが理想であるが、個人がそれぞれ対応するだけでは解決が難しいことも数多くある。

こうした状況を踏まえ、本市では外国人住民が日本人とお互いの文化、習慣等をそれぞれ理解し、認め合う誰もが安心して暮らせるまちを目指すため、「東近江市多文化共生推進計画」を策定する。

2 多文化共生に関する制度の経過

平成 18 年（2006 年）3 月、国は「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地域における多文化共生の意義、多文化共生施策の基本的な考え方、多文化共生の推進に係る具体的な施策を示した。その背景には、平成 20 年（2008 年）をピークに人口が減少する局面に入ると同時に少子高齢化が進み、働き手が不足するという日本社会の大きな問題があった。

その後、国は平成 20 年（2008 年）に「留学生 30 万人計画」を策定し、翌年の平成 21 年（2009 年）入管法改正では在留資格の「留学」と「就学」が一本化された。また、平成 20 年（2008 年）インドネシア、フィリピン、次いで平成 26 年（2014 年）にベトナムとの間に経済連携協定を締結し、看護師や介護福祉士候補者の受入れが始まった。

平成 30 年（2018 年）の入管法改正では「特定技能」の在留資格が創設され、農業・製造業・建設業・外食産業など労働力が不足する分野において、最長で 3 年間であった実習期間が最大 5 年まで延長可能となるなど、幅広い分野で長期間働くことができるようになった。

さらに同年、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が策定され、これまでの外国人の受入れを中心にした制度の組み立てから、様々な国籍の外国人が「生活者」として、日本に定住することを想定した内容に転換が図られた。

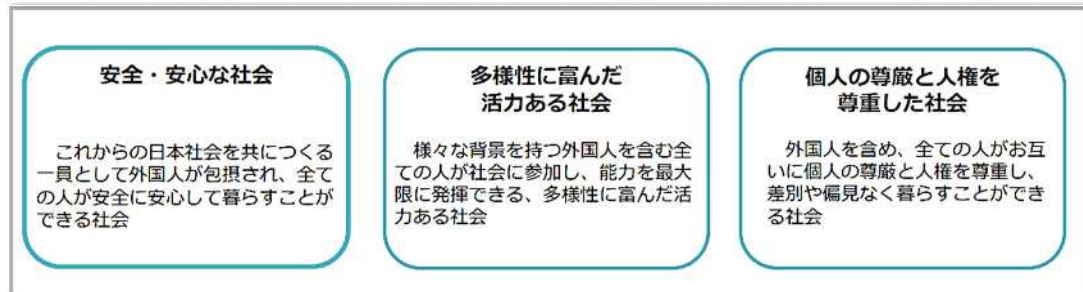
この方針に基づき、令和元年（2019 年）には入国管理局が廃止され、出入国在留管理庁（法務省の外局）が設置された。その役割に「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」や「外国人の受入れ及び共生に関する最近の取組」など、在留資格や出入国管理に関する業務だけでなく共生社会の実現を所管する部署として位置付けられた。

令和元年（2019 年）、入管法の改正により、特定技能制度の下で一定の専門性や技能を有する外国人の受入れが可能となった。さらに、令和 6 年（2024 年）の入管法改正によって、人材確保と人材育成を目的とする「育成就労」制度が参議院で可決され（令和 9 年（2027 年）から実施）、これまで以上に外国人が日本で幅広く働き長期的に暮らすことができる内容へと外国人施策は大きく変化しつつある。今後も就労を目的とした外国人やその家族の増加が見込まれることから、出入国在留管理庁は「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」として、三つのビジョンと四つの重点事項を示した（図 1）。このロードマップでは、外国人労働者を「生活者」として、その家族やライフステージ・ライフサイクルについても言及し施策を図ることとしている。

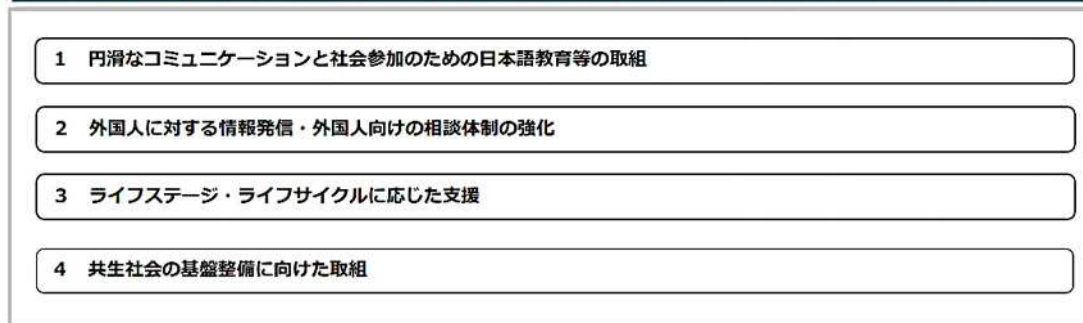
外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和6年度一部変更）（概要）

令和4年6月、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを決定。今般、令和5年度一部変更に続き、施策の着実な実施を図るため、その実施状況について有識者の意見を聴取した上で点検を行い、施策の見直し等を実施。（104施策）

1 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（三つのビジョン）



2 取り組むべき中長期的な課題（四つの重点事項）



【図1：出入国在留管理庁ホームページ「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」
(https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00033.html) から引用】

3 計画の位置付け

本計画は「東近江市総合計画」を上位計画とする個別計画であり、同計画に掲げる将来像「うるおいにぎわいのまち東近江市」の実現に向け、多文化共生の取組を体系的にまとめたものである。

4 計画の策定方法

本計画の策定に当たっては、庁内の関係課職員で構成する「東近江市多文化共生推進委員会」を設置し、多文化共生推進のための課題や事業を整理するとともに計画案を検討した。

また、外部委員会を設け、多文化共生について幅広く議論を深め計画の内容を充実させるとともに、関係機関の相互理解と連携を深める場とした。

5 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度（2025 年度）から令和 16 年度（2034 年度）の 10 年間とする。ただし、社会情勢の変化や制度の変更に柔軟に対応するため、東近江市の多文化共生を所管する部署を事務局とした委員会等を毎年開催し、進捗の確認をするとともに必要に応じて見直しを行うこととする。

第2章 外国人住民の概況等

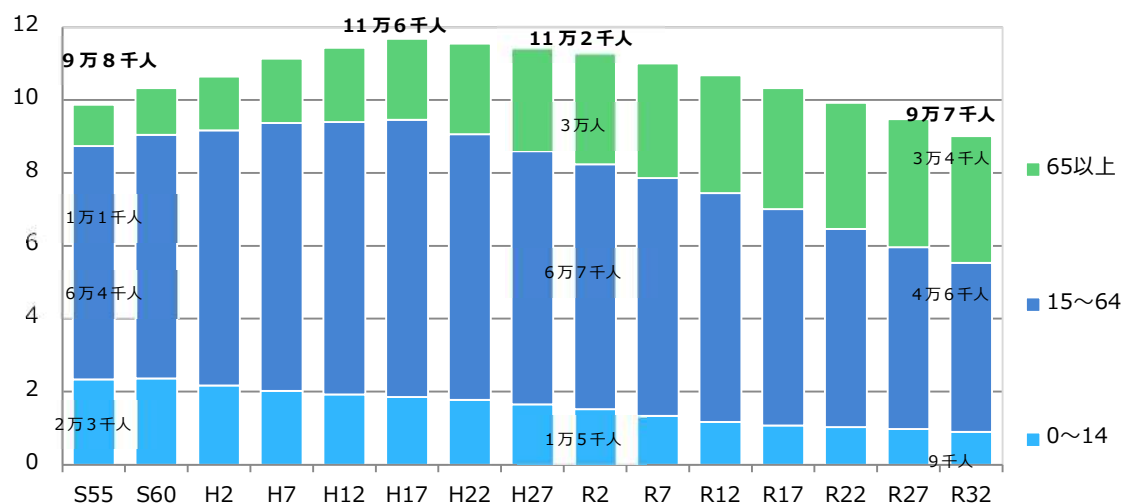
1 東近江市人口の推移

平成 17 年(2005 年) 2 月 11 日に 1 市 4 町(八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町)の合併により「東近江市」が誕生した。さらに、平成 18 年(2006 年) 1 月 1 日、東近江市は能登川町及び蒲生町と合併し、現在の「東近江市」となった。

平成 18 年(2006 年) 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口は 118,374 人で、令和 7 年(2025 年) 1 月 1 日現在では 111,349 人となっている。

年代の構成については、令和 2 年(2020 年)の国勢調査において生産年齢人口と言われる 15 歳以上 65 歳未満の人口は 6 万 7 千人だったが、令和 32 年(2050 年)には 2 万人減の 4 万 6 千人になると推計されている。

東近江市の人口増減の推計(人)

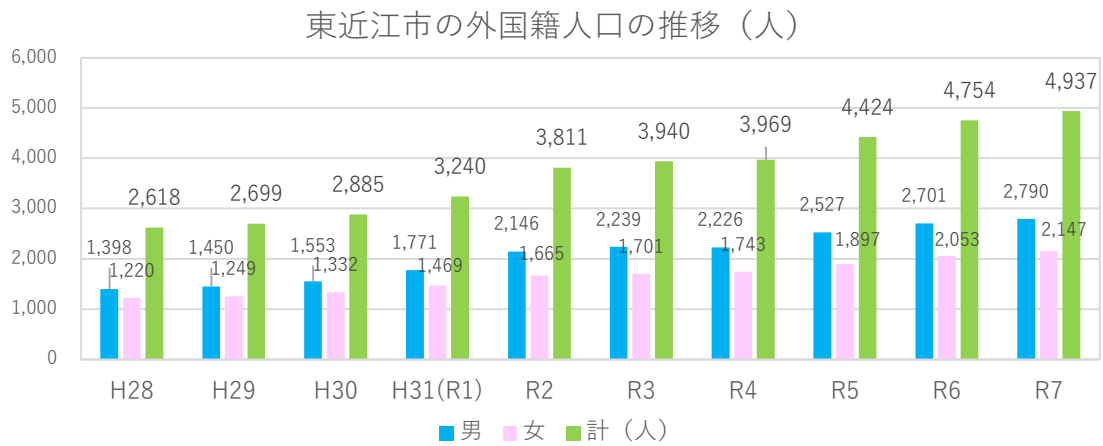


【出典：国勢調査、国立保障・人口問題研究所 令和 5 年(2023 年) 12 月推計】

2 外国籍人口の推移

(1) 本市の外国籍人口

平成 20 年（2008 年）のリーマン・ショックや平成 23 年（2011 年）の東日本大震災の影響で減少した時期はあったが、コロナ禍で入国制限があった令和 2 年（2020 年）から令和 4 年（2022 年）までを含め、平成 28 年（2016 年）以降毎年前年を上回って増加している。令和 7 年（2025 年）1 月 1 日現在の本市における外国籍人口は 4,937 人で、10 年間で 2,329 人増となっている。



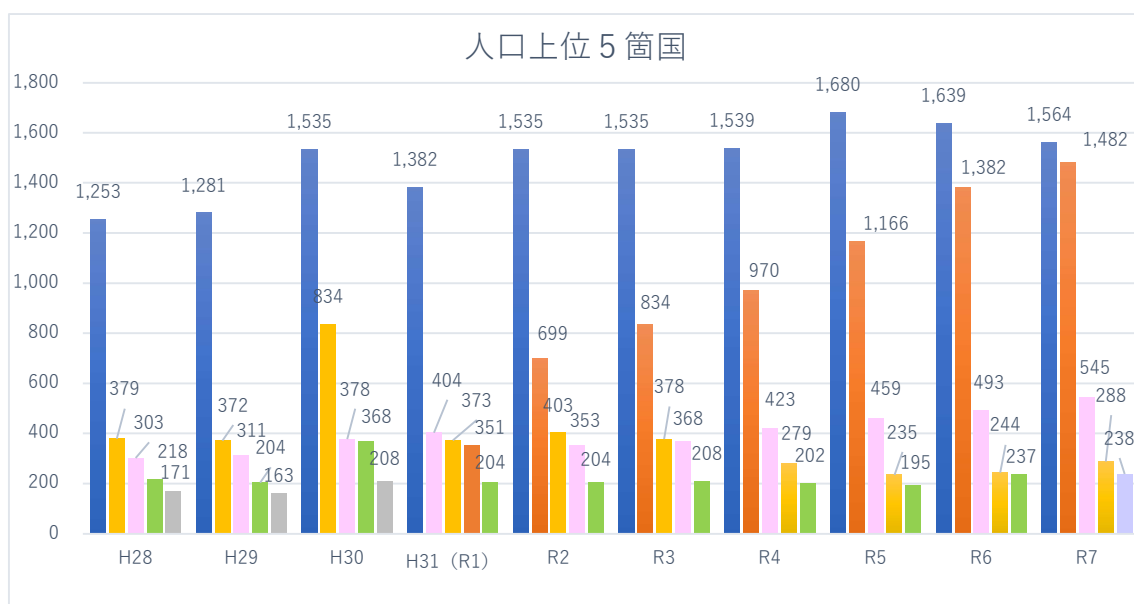
【出典：東近江市市民課、各年 1 月 1 日現在】

(2) 国籍別人口推移

令和 7 年（2025 年）1 月 1 日現在、43 箇国の外国人住民が東近江市に居住している。ブラジル国籍の住民が最も多く、次いでベトナム・フィリピン・インドネシア・中国となっている。令和元年（2019 年）からベトナム国籍の住民の増加が著しい。

人口	国籍
1,000 人以上	ブラジル、ベトナム
100 人～1,000 人未満	フィリピン、インドネシア、中国、韓国、ペルー、ミャンマー
10 人以上 100 人未満	カンボジア、ネパール、ボリビア、タイ、朝鮮、インド、ベネズエラ、アメリカ、パラグアイ
10 人未満	スリランカ、他 25 箇国

【出典：東近江市市民課、令和 7 年（2025 年）1 月 1 日現在】



	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル
2	中国	中国	中国	フィリピン	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム	ベトナム
3	フィリピン	フィリピン	フィリピン	中国	中国	中国	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン
4	韓国	韓国	韓国	ベトナム	フィリピン	フィリピン	中国	中国	中国	中国
5	ペルー	ペルー	ペルー	韓国	韓国	韓国	韓国	韓国	韓国	インドネシア

【出典：東近江市市民課、各年 1 月 1 日現在】

(参考) 滋賀県市町の外国籍人口

令和 7 年（2025 年）1 月 1 日現在において、外国籍人口が最も多いのは大津市の 5,579 人、次いで東近江市の 4,937 人、甲賀市 4,741 人、長浜市 4,058 人、湖南市 4,011 人となっている。

全人口に対する外国人住民の占める割合で見ると、最も割合が高いのは湖南市の 7.42%、次いで愛荘町の 5.65%、甲賀市 5.40%、日野町 4.71%、東近江市 4.43%となっている。

県内全体では、ベトナム国籍の人口が 10,742 人と最も多く、次いでブラジル 8,954 人、中国 4,555 人と続く。市町別に見ると、ベトナムの人口が最も多いのは東近江市の 1,482 人で、次いで彦根市 1,337 人、甲賀市 1,176 人となっている。

このように、県内市町における外国人住民の状況は市町によって異なっている。

	ベトナム	ブラジル	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	インドネシア	ペルー	その他	合計	外国人 住民の 占める割合
合計	10,742	8,954	4,555	3,871	3,358	2,782	1,529	5,684	41,475	
割合	25.9%	21.6%	11.0%	9.3%	8.1%	6.7%	3.7%	13.7%	100.0%	
東近江市	1,482	1,564	238	207	545	288	171	442	4,937	4.43%
大津市	588	152	1,102	1,640	401	225	74	1,397	5,579	1.62%
彦根市	1,337	467	523	169	482	131	58	707	3,874	3.49%
長浜市	882	1,504	379	96	380	171	177	469	4,058	3.61%
近江八幡市	926	337	188	148	195	151	24	262	2,231	2.72%
草津市	994	183	864	457	226	192	47	589	3,552	2.53%
守山市	315	45	213	176	97	175	47	169	1,237	1.44%
栗東市	504	245	175	174	130	202	113	189	1,732	2.46%
甲賀市	1,176	1,691	300	181	354	257	349	433	4,741	5.40%
野洲市	284	35	111	103	46	395	12	166	1,152	2.28%
湖南市	983	1,467	136	243	170	338	353	321	4,011	7.42%
高島市	286	30	63	167	43	83	0	176	848	1.88%
米原市	245	142	113	26	33	40	0	94	697	1.89%
日野町	334	361	44	33	38	39	24	101	974	4.71%
竜王町	56	29	26	10	15	42	5	53	236	2.10%
愛荘町	231	575	46	33	139	39	61	64	1,188	5.65%
豊郷町	59	108	20	0	41	7	0	21	260	3.65%
甲良町	40	9	10	6	11	0	6	23	109	1.70%
多賀町	20	10	0	0	12	0	0	8	59	0.80%

【出典：滋賀県「滋賀県内の外国人人口」、令和7年（2025年）1月1日現在】

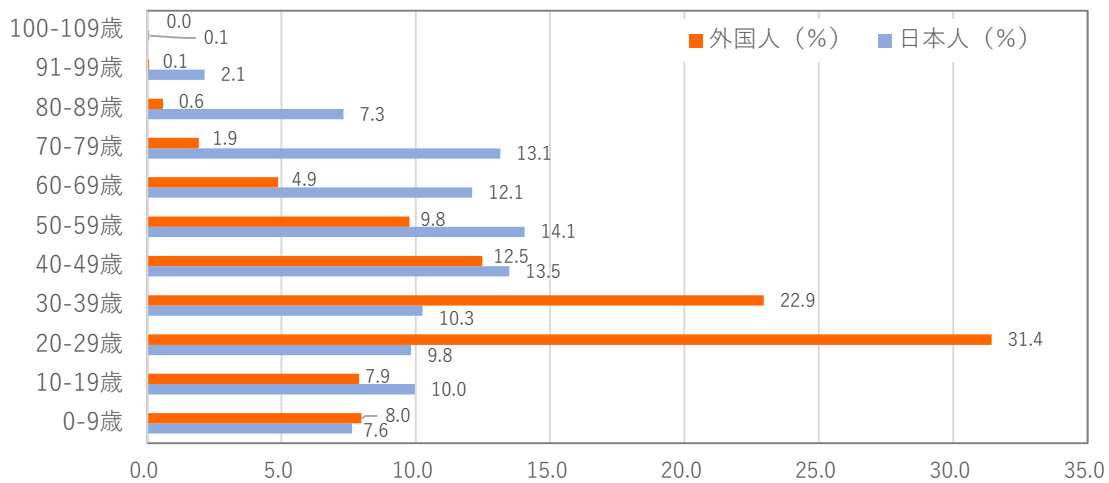
※4人以下の場合は「0」と表示しているため各行、列を合計した値は必ずしも合計欄の数字と一致しない。

(3) 年齢別構成比

令和7年（2025年）1月1日現在の東近江市の住民の平均年齢は、日本人と外国人を合わせた全体で46.6歳（男性：45.0／女性：48.1）、日本人は47.2歳（男性：45.7／女性：48.6）、外国人は33.1歳（男性：32.0／女性：34.5）となっており、外国人住民が日本人住民に比べ、平均年齢が14.1歳若い。

外国人住民の年齢別構成比率は、20歳から29歳までが31.4%と最も多く、次いで30歳から39歳までの22.9%となっており、合計54.3%と外国人住民の半数以上を若い世代で占めている。

年齢別構成比（％）



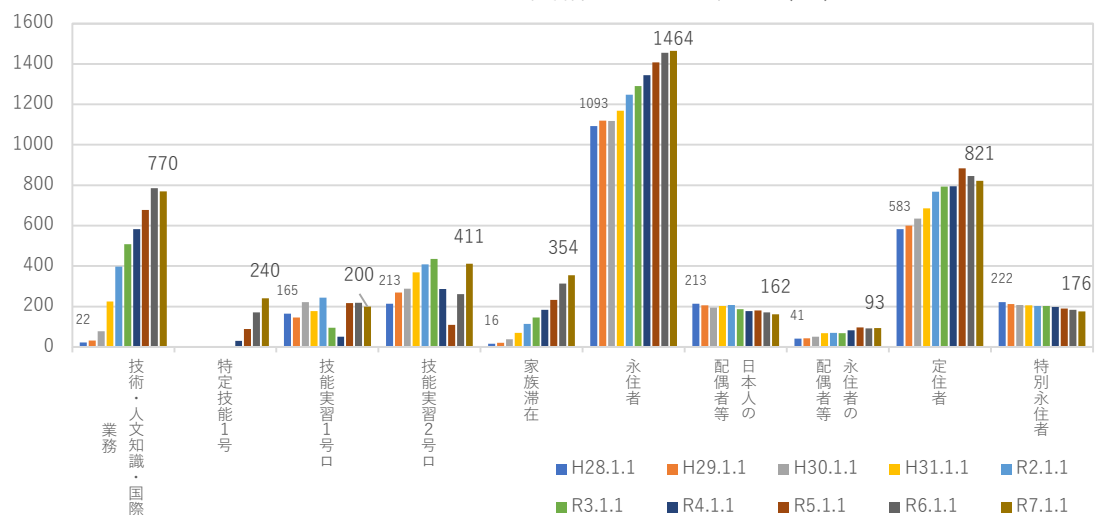
【出典：東近江市市民課、令和7年（2025年）1月1日現在】

（4）在留資格別

令和7年（2025年）1月1日における在留資格別の人口を見ると、「永住者」が1,464人で最も多く、次いで「定住者」の821人、「技術・人文知識・国際業務」の770人となっている。

10年前と比較して特に増加した在留資格のうち、「家族滞在」は平成28年（2016年）には16人であったが、令和7年（2025年）には354人、「永住者の配偶者等」は41人が93人となっている。技能習得や労働を主たる目的としない在留資格者の増加によって、これまでとは異なるニーズも増えていることなどから、制度など様々な面での見直しが必要と考えられる。

東近江市在留資格別人口の推移（人）



【出典：滋賀県、在留資格別滋賀県内外国人人口】

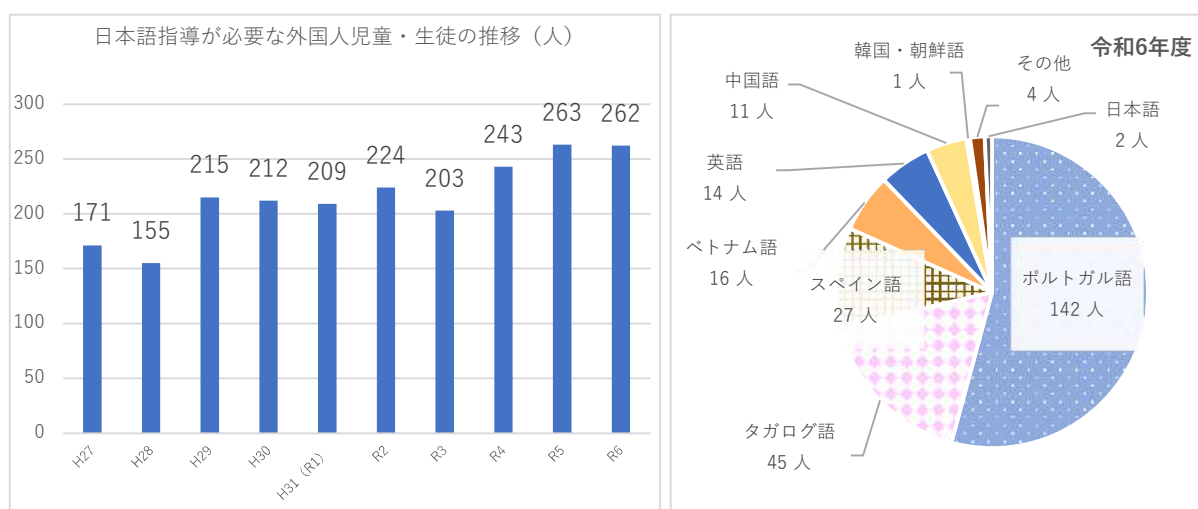
※東近江市の在留資格人口の上位10資格を表示している。

3 教育の状況

(1) 日本語指導が必要な外国人児童生徒数

市内の小中学校に在籍する外国人児童・生徒のうち、日本語指導が必要な外国人児童生徒数を言語別に見ると、平成 27 年度（2015 年度）では、総数 171 人のうちポルトガル語が 127 人、次いでタガログ語が 21 人となっている。

令和 6 年度（2024 年度）では、総数 262 人のうちポルトガル語が 142 人、次いでタガログ語が 45 人となっている。全体として日本語指導が必要な児童生徒数は増加傾向にあり、タガログ語の児童・生徒が倍増している。



【出典：東近江市学校教育課、「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」】

(2) 外国人児童生徒等への支援

平成 27 年（2015 年）、閉校となった旧甲津畑小学校の校舎を市が貸与し、滋賀県内では準学校法人格を持つ唯一のブラジル人学校である日本ラチーノ学院が開校した。令和 6 年（2024 年）12 月現在、約 160 人が在籍している。日本ラチーノ学院では、ポルトガル語と日本語の授業が行われ、将来的に日本社会に適応できるように、そしてブラジルに帰国する場合でも安心してブラジル社会に適応ができるような体制がとられている。

東近江市教育委員会では、日本語の初期指導に特化した「日本語初期指導教室いろは」を平成 29 年（2017 年）に御園小学校、令和 5 年（2023 年）に 2 室目となる東近江市立八日市北小学校に開設した。「いろは」では、約 3 箇月間、ひらがなやカタカナ、日常の挨拶、九九などの算数を集散的に学び、学校における学習の基礎を身につけて在籍している小中学校へ戻るという体制を取り、外国人児童生徒の学習支援を行っている。

4 国際交流・国際理解

(1) 姉妹都市、友好都市、文化交流協定

本市では、5つの都市と姉妹都市・友好都市交流を、1つの都市と文化交流協定を結んでいる。使節団の相互派遣や訪問、留学生の派遣と受入れ、行政研修生の受入れなどを行っている。市民レベルの交流を深め文化的交流を促進することで、市民の国際感覚を養い、教育、観光、経済等の充実や発展に寄与することを目的としている。

	都市名	旧市町調印 【当時の市町】	東近江市と再調印
姉妹都市	アメリカ合衆国 ミシガン州マーケット市	昭和 54 年（1979 年） 8 月 13 日【八日市市】	平成 17 年（2005 年） 5 月 23 日
姉妹都市	カナダ アルバータ州 テーバー町	昭和 56 年（1981 年） 3 月 27 日【能登川町】	平成 18 年（2006 年） 7 月 5 日
姉妹都市	大韓民国 忠清南道 チャンアムミョン 扶餘郡 場岩面	平成 4 年（1992 年） 11 月 2 日【蒲生町】	平成 18 年（2006 年） 9 月 30 日
友好都市	中華人民共和国 湖南省 常德市	平成 6 年（1994 年） 8 月 15 日【八日市市】	平成 17 年（2005 年） 7 月 27 日
姉妹都市	スウェーデン ダーラナ県 レットビック市	平成 6 年（1994 年） 11 月 1 日【湖東町】	平成 18 年（2006 年） 5 月 12 日
文化 交流 協定	大韓民国 慶尚南道 トンヨン 統營市	平成 13 年（2001 年） 5 月 26 日【八日市市】	－
		※統營市にある統營文化院と八日市市教育委員会が文化交流協定を締結	

【出典：東近江市ホームページ 姉妹都市・友好都市の紹介】



【図 2：姉妹都市、友好都市、文化交流協定を締結している都市】

(2) 東近江国際交流協会

市町合併によって東近江市が誕生したことを契機に、八日市国際交流協会、湖東国際交流協会、蒲生町国際親善協会の3団体と協会がなかった地域を含めて一本化に向けて準備を進め、平成18年4月に東近江国際交流協会が発足した。

国際交流や国際協力の活動拠点として、また外国人住民と日本人住民が互いに理解し、支え合いながら共に暮らせる社会を目指して様々な活動を行っている。

交流サロンの開設やイベントの企画・運営、日本語指導ボランティア養成講座の開設、日本語教室の運営、教育現場での学習支援、相談への対応などその役割は多岐にわたっている。



【図3：東近江国際交流協会のFacebook】

(出典：https://www.facebook.com/hifa9606/?locale=ja_JP)



【図4：東近江国際交流協会ホームページ】

(出典：<https://kokusaikouryu.wixsite.com/higashio>)

第3章 多文化共生に関する基本的な考え方

1 多文化共生とは

(1) 多文化共生を巡る議論

20 世紀後半からの情報・通信技術の急速な発展と経済活動のグローバル化の進展によって、国境を越えて人の移動が活発に行われるようになり、国際人口移動（移民）の数は、増加の一途をたどり、令和元年（2019 年）には 2.7 億人に上っている（出典：経済産業省通商白書 2020「第 4 節 国境を超える人の移動と都市への集積」）。グローバル化の進展は、国際社会における相互依存性を深め、我が国の国民生活は今やあらゆる面で国際社会との結びつきを一層深めていく傾向にある。

我が国はこれまで、移民の入国を認めてこなかった。しかし、少子高齢化が進み、人手不足が深刻化する中、産業界から外国人労働者の受入れを求める要望が日増しに強まり、政府は、平成 2 年（1990 年）入管法を改正し、日本にルーツを持つ日系人に対して制限のない就労を認め、さらに製造業や建設業などの分野で研修生制度を創設するなど、外国人労働者を受け入れる方向へと方針転換を図った。この結果、日系ブラジル人などの外国人労働者が急増した。

今日、我が国では少子高齢化が進み、人口減少時代を迎え、外国人労働者は必要不可欠な人材として受け入れられており、令和 6 年（2024 年）6 月末時点での、外国人住民数は 358 万 8,956 人を数え、外国人住民の多国籍化や定住化が進んでいる。本市においても、外国人住民は 5,000 人に迫る勢いで増加しており、出身国は 40 箇国以上に及び、文化や生活習慣の異なる人との共生が大きな課題として顕在化してきた。外国人住民の集住する地域では、外国人住民と日本人住民との間の生活トラブルや外国人児童生徒の就学問題等、日常生活の様々な場面で、「生活者」としての外国人住民に関係する諸問題が発生している。

平成 18 年（2006 年）、国は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を閣議決定し、「外国人労働者の受入れを認めない」という方針から、実質的に「外国人材を受入れる国」へと政策の転換を図った。同年、総務省は「多文化共生の推進に関する研究会」（以下「研究会」という。）を設置して、共生社会の在り方やその実現に向けて取り組むべき中長期的な課題を議論した。研究会の報告書「地域における多文化共生の推進に向けて」（平成 19 年 3 月）によると、外国人を「地域で生活する住民」であり、「地域社会の構成員として共に生きていく」という観点で議論がなされ、地方自治体が地域における多文化共生を推進する上での課題と今後必要な取組についてプログラムを提示した。

国は研究会の報告を受け、従前の入国管理局を廃止して、出入国在留管理庁（法務省の外局）を設置した。その主な業務は「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現

に向けた取組」であり、多文化共生社会を構築する司令塔としての役割を担っている。

研究会の報告書が示しているように、外国人の定住化が進む現在、外国人を観光客や一時的滞在者としてのみならず、生活者・地域住民として認識する視点が日本社会には求められており、外国人住民への支援を総合的に行うと同時に、地域社会の構成員として社会参画を促す仕組みを構築することが重要である。従来の外国人支援の視点を超えて、新しい地域社会の在り方として、国籍や民族の違いを超えた「多文化共生の地域づくり」を進める必要性が増している。

(2) 東近江市における多文化共生の定義

「共生」という言葉は、1990年代後半になって使用が増加した。共生の概念は、もともと生物学や生態学の専門用語“symbiosis”の訳語で、異なる生物間の共存、これが「共生」の原義である。グローバル化が進み、国境を越えた人の移動が活発化し、外国人居住者が増加するなかで、異文化共存の在り方が問題となり、社会科学の領域において、「共生」の使用が一般に見られるようになった。しかし、共生の概念は未だ厳密に定義されてはいない。

平成18年（2006年）、研究会は報告書の中で多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義した。その後、国土交通省は「多文化共生」について、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと」と定義している。

いずれの定義も、日本人であっても外国人であっても異文化を理解しようと努め、一人一人の違いを認め合い、互いに協力し合って豊かな地域社会にして生きていこうとする考え方である。

東近江市の多文化共生推進計画の策定に際して、多文化共生を「国籍にとらわれず、全ての住民が互いの文化や多様な価値観を認め合い、平穏で心豊かに生きていくこと」と定義し、国籍や民族の異なる人々が平等で安全安心に暮らせるまちを目指し取り組むこととする。

(3) 基本理念と目指す姿

基本理念

国籍にとらわれず、全ての住民が
互いの文化や多様な価値観を認め合う
多文化共生のまち

本計画は、東近江市総合計画の将来都市像「うるおいとにぎわいのまち東近江市」の実現に向け、「国籍にとらわれず、全ての住民が互いの文化や多様な価値観を認め合う多文化共生のまち」を基本理念とする。

そのために、外国人住民を一時的な滞在者としてではなく「地域社会の構成員」として捉え、国籍や民族の異なる人々が互いの違いを認め合い、対等な関係を築きながら生活していける多文化共生社会の目指す姿を次の三つとする。

目指す姿

- 1 これからの地域社会を共につくる一員として外国人が包摂され、
全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会
- 2 様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を
最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会
- 3 外国人を含め、全ての人が互いに個人の尊厳と人権を尊重し、
差別や偏見なく暮らすことができる社会

2 基本目標と体系

(1) 基本目標

基本理念を実現するために、次の五つの基本目標を定める。

基本目標1 コミュニケーションの円滑化

言葉の壁を越えて、誰もが安全・安心に暮らし、共に活躍できるよう、日本語教育を推進する。また、外国人住民が必要な情報を得られるようデジタル技術を活用し、やさしい日本語を含めた多言語対応を推進する。

基本目標2 住みやすさの向上

相談体制の整備や生活全般にわたる支援など、日本人住民も外国人住民もともに安全で安心して暮らせるよう、生活環境の整備を推進する。

基本目標3 多文化共生の地域づくり

外国人住民と日本人住民が互いの文化的背景や生活習慣を理解し、地域社会全体で多文化共生の意識が醸成できるよう、教育の充実・啓発活動・相談体制の整備等に取り組む。
また、外国人住民が地域社会の一員として主体的に参加できる環境を整備する。

基本目標4 ライフステージに応じた支援

定住化・永住化の傾向が高まっている現状を踏まえ、地域において必要となる基本的な環境を整備し、日常生活を送る中で支障や不安がないよう、多様な在留資格や国籍に配慮しつつ、乳幼児期から老年期までライフステージに応じた支援体制を構築する。

基本目標5 多文化共生を推進するための体制の整備

多文化共生社会の実現には、様々な主体が同じ目的意識を持って取り組むことが大切であり、行政の関係機関、外国人を雇用する企業や民間団体など、各主体がそれぞれの目的や意義を認識し、良好な信頼関係に基づく連携を図り施策を推進する必要がある。

(2) 計画の体系

基本目標

施策の方向

1 コミュニケーションの円滑化

- 施策1 行政・生活情報の多言語化の推進
- 施策2 日常生活に関する相談体制整備の推進
- 施策3 日本語教育が受けられる体制の整備

2 住みやすさの向上

- 施策1 安心して働ける・暮らせる環境の整備
- 施策2 教育環境の整備
- 施策3 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備
- 施策4 災害への備えと災害時の対応の周知
- 施策5 生活安全における支援の充実

3 多文化共生の地域づくり

- 施策1 地域社会に対する意識啓発
- 施策2 外国人住民の社会参画
- 施策3 多様性をいかした地域づくりの推進

4 ライフステージに応じた支援

- 施策1 乳幼児期～子供期（おおむね14歳まで）
- 施策2 青年期（おおむね15歳から20代前半まで）
- 施策3 成人期（おおむね20代後半から65歳まで）
- 施策4 老年期（おおむね65歳以上）
- 施策5 全世代

5 多文化共生を推進するための体制の整備

- 施策1 行政連携の推進
- 施策2 関係機関の連携
- 施策3 各種団体やボランティアの連携
- 施策4 市民の多文化共生に関する意識の醸成

第4章 多文化共生の展開

1 コミュニケーションの円滑化

(1) 現状の取組と課題

外国人住民は、言葉の問題から生活に必要な知識や情報を得られない、地域住民とのコミュニケーションが十分に図れないなど暮らしに支障を来している場合がある。市広報紙など多言語での情報発信に努めているが、令和7年（2025年）1月1日時点において、43 箇国出身の人が本市で生活していることから、全ての言語に対応することは難しい状況にある。近年はスマートフォンアプリ等によって、文字や言葉が翻訳されるといったサービスが普及しているが、特に行政サービスに関する用語は日常生活で馴染みのない表現が多いため理解しづらいことも多い。そのため、必要な支援が受けられなかったり、住民としての義務を果たせなかったりすることによりトラブルにつながるケースがある。

また、外国人住民の滞在の長期化・定住化の進展に伴い、外国人住民が抱える問題は、言葉や制度の違いにより生じる生活・教育・労働などの相談から、日本人住民と同様に、子育てに関する悩みや消費生活のトラブルなど多岐にわたるとともに複雑化している。

コミュニケーションを取るためには単に言語を習得するだけでなく文化的・社会的背景を含めた幅広い知識が必要であり、問題が起こった場合はそれらを理解し対応できる専門的な技術や知識が求められることから、様々な主体が連携した相談体制が必要となる。

外国人住民の中には、日本語を学び話したいという意欲はあるが、仕事と日常の買い物以外では日本語を使う機会が乏しいという人も多い。日本語を学ぶ機会を確保することは、言語の習得だけでなく日常生活のルールや文化を伝える場となることや勤務先、家族以外の住民と交流するきっかけになり、同じように学びに来ている外国人住民同士のコミュニティも広がるなど、地域で暮らしていくための様々なメリットが考えられる。現在本市では、東近江国際交流協会が八日市地区と能登川地区の2箇所で日本語教室を運営しているが、現行の日本語教室だけで全てのニーズを受け止めることは困難である。今後、行政と民間が連携し、労働者やその家族が日本で暮らすための日本語習得に関する支援を一層広げていく必要がある。

(2) 具体的な取組

施策1 行政・生活情報の多言語化の推進

- ア ひらがなをはじめとする、やさしい日本語での情報提供
- イ 多言語化ツールの活用の推進
- ウ オンラインシステムの活用の推進

施策2 日常生活に関する相談体制の整備

- ア 通訳者との連携
- イ 翻訳機等の導入と活用の推進
- ウ やさしい日本語活用の研修などの実施

施策3 日本語教育が受けられる体制の整備

- ア 日本語での会話や読み書きが困難な人に対し、日本語教育が適切に受けられるような支援体制の構築
- イ 外国人労働者への日本語を学ぶ機会の創出のための企業等との連携
- ウ 外国人労働者だけでなくその家族も日本語教育が受けられるよう、情報提供や関係機関の連携の促進

2 住みやすさの向上

(1) 現状の取組と課題

外国人労働者は、派遣や業務請負といった形態で製造業の現場など非熟練労働に従事する場合が多く、短期間で転職する人も少なくない。そして、職業能力や日本語能力が不足していると、失業後の離職期間が長くなる傾向がある。

言葉の問題や母国との制度の違いから、社会保険制度などが十分に理解できないため社会保険に加入しておらず、本人やその家族が病気やけがをしても受診が遅れたり、高額な治療費の支払いに困ったりするなどの問題をはじめ、保健・福祉サービス、年金や健康保険なども同様に制度を知らなかったり理解できずに必要なサービスが受けられないことがある。また、短期間で居所を移動することで情報が届かないといった課題もある。

子育てについても、そもそも母子保健サービスや子育て支援などの情報にアクセスできず、制度を利用できていない場合がある。外国語を話す両親の元で育ち、日本語が十分話せなかったり読み書きができなかったりする子供は、様々な場面において言葉の壁が孤立に直結する。「日常会話はできても読み書きができない」「ひらがなは分かるが漢字が分からない」など、同じ年齢であっても日本語能力に個人差があるため、子供の能力に合わせた柔軟な対応が求められる。

医療については、外国語で診療を受けることができる医療機関に関する情報がホームページなどを通じて提供されているが、まだまだ限られているのが現状である。特に医療・保健・福祉に関しては言語だけでなく文化的、とりわけ宗教的な価値観の違いを理解した上での対応が求められるため、現場担当者だけの対応は困難であり、組織やネットワークなど支援体制の構築が必要である。

民間賃貸住宅へ入居する際には、外国人であることを理由に入居を拒否される事例がある一方、契約内容を十分に理解しないままローンで住居を購入し、支払いが滞り生活に困窮するという問題も発生している。企業等が用意する寮では会社以外に地域との接点が少なくなる可能性もあり、地域住民との相互理解の機会が奪われるだけでなく、自然災害が頻発する今日、非常時の情報伝達や避難所生活などにおいても大きな障害となることが考えられる。

今後、外国人住民の滞在期間の長期化・定住化が一層進むと考えられ、外国人住民も日本人住民と同じく、暮らしに関わる様々な情報や制度を理解し安全で安心して豊かに暮らせる社会の構築が必要である。

(2) 具体的な取組

施策1 安心して働ける・暮らせる環境の整備

- ア 外国人住民に対し、日本の社会保険をはじめとした暮らしに関する制度の研修や出前講座など学ぶ機会の提供
- イ 企業等と連携した情報提供や啓発事業の実施
- ウ 外国人住民の相談窓口や相談受入体制の整備

施策2 教育環境の整備

- ア 子供の状態に合わせた教育が受けられる体制の整備
- イ 学校教育における日本語指導の充実
- ウ 外国人児童生徒が孤立しないための支援体制の整備とネットワークの構築
- エ タブレットなどを活用した多言語への対応
- オ 学校の受入体制の整備
- カ 就学促進の実施

施策3 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備

- ア 外国人住民に対し、日本における保健・医療・福祉に関する制度等の研修や出前講座など学ぶ機会の提供
- イ 支援機関のネットワーク構築と情報共有や課題解決の仕組みづくり

施策4 災害への備えと災害時の対応の周知

- ア 企業とも連携した災害発生時の支援態勢の整備
- イ 地域における外国人住民を含めた避難訓練等の実施に対する支援
- ウ 日常から災害に対する備えを促進する啓発の強化

施策5 生活安全における支援の充実

- ア 企業と連携した交通ルール等に関する情報提供や出前講座の実施
- イ 犯罪に巻き込まれないための情報提供や意識啓発の実施
- ウ 社会的孤立を防ぐため、母国やルーツが同じ人が集まる場に関する情報提供や場づくりの推進
- エ 日本人住民と外国人住民との交流を図り、関係性を構築するための場づくりの推進

3 多文化共生の地域づくり

(1) 現状の取組と課題

本市における外国人住民との共生に向けた取組は、行政機関だけではなく、東近江国際交流協会やNPOをはじめとした民間団体など、多様な主体によって支えられてきた。

第2次東近江市市民協働推進計画基本施策4「協働の仕組みづくり」において、行政は年齢・性別・国籍・立場等に捉われることなく市民誰もが地域活動や市民活動へ参画できる、協働による「地域共生」のまちづくりを推進することが挙げられている。外国人住民と日本人住民の相互理解についても、行政の取組だけでは理解は進まない。多様な主体の参画による地域課題を解決するためのプロセス自体が、相互理解を深めることにつながると考えられる。

東近江国際交流協会では、市の委託を受けて外国人住民の日常的な相談に対応するだけでなく、ボランティアによる日本語教室や海外の文化に触れ、外国の人々と交流するイベントを開催するなど、外国人住民と日本人がお互いを理解するための事業を実施している。ボランティアの協力を得て実施している日本語教室では、多くの外国人住民が日本語や日本社会などについて学んでいる。学習の場という役割だけではなく、同じような立場の人が集まり安心できる居場所であり、生活に必要な情報を収集する場であるとともに、地域コミュニティとつながる架け橋としての役割も果たしている。

ほかにも、市民団体などが外国人住民と日本人住民が相互理解を深めるための機会を提供しているが、ボランティアな活動が中心であり、日本語教室の指導者をはじめ、関わる人々の人材確保や育成など様々な課題がある。

また、人手不足が叫ばれ外国人労働者の雇用が増える中、企業においてもその労働者や家族と地域住民との交流や相互理解を深めるための支援や協力することが求められる。企業や各種団体、行政、そして市民がそれぞれの立場をいかして協力し役割を果たす体制ができれば、ますます相互理解が深まり、多文化共生のまちづくりが進むものと考えられる。

(2) 具体的な取組

施策1 地域社会に対する意識啓発

- ア 日本以外にルーツを持つ人に対する理解を深めるための研修や出前講座の実施
- イ 多文化理解に関する事例紹介などの情報発信の強化
- ウ 多文化理解を推進するための事業に対する支援の実施

施策2 外国人住民の社会参画

- ア 外国人住民が社会的に参画できる場づくりへの支援
- イ 国籍に捉われず、それぞれの能力をいかした地域づくりの推進
- ウ 多様な主体が連携し、外国人住民が参画できるイベントなどの開催

施策3 多様性をいかした地域づくりの推進

- ア 外国人住民の社会参画などを実現するための相談体制の整備
- イ 多様性をいかした地域づくりについて、分野を超えて意見や情報交換ができる体制の構築

4 ライフステージに応じた支援

(1) 現状の取組と課題

令和6年(2024年)6月21日に開催された第19回「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において決定された「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(令和6年度一部変更)」には、「ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援」の必要性が明記されている。これまで、来日し長期滞在する外国人は労働者であるとして、労働者を対象とした施策が中心になっていたが、今回のロードマップでは、日本で共に暮らす生活者として考えられていることから、ライフステージを通じた支援という視点で多文化共生施策を推進することが求められている。

外国人住民の定住化、高齢化が進み、世帯交代の傾向が顕著になる中で、外国人住民を受け入れる側の社会には「ことばの支援」「暮らしの支援」「災害時の支援」などの視点に立った施策の推進が必要となる。行政における窓口や関係機関等への相談内容についても、滞在の長期化に伴いライフステージの転換期における相談や課題は多くなっている。日本人住民と外国人住民との間には、多くの場合言葉の壁があり、円滑なコミュニケーションを阻害する要因となっている。外国人住民との共生を推進するためにはこの障壁を取り除く必要があり、外国人住民が日本語の読み書きを習得するための施策は最も基本的で必要な仕組みと言える。その上で、外国人住民を受け入れるための制度の整備だけでなく、制度に関する理解を促す仕組みも用意していくことで、日本での生活を円滑に送ることができるようになる。

各種制度については現行制度の理解促進を図る取組を進める一方で、現場の状況を把握し、社会の変化に対応した新しいシステムの整備を県や国に提言することも必要となる。現行制度の枠組にとらわれることなく全体を俯瞰し、様々な情報をライフステージやライフサイクルという視点で整理し、必要な対応を検討する仕組みを整えていく必要がある。

例えば、本市では「東近江市プレスクール」として市内在住で次年度入学予定の未就学児に対し、日本語指導だけでなく学校生活に慣れるための学校のルール、給食や基本的な生活習慣を教え、保護者に対しては家庭教育に資する助言や情報提供を行っており、令和6年度(2024年度)は4箇月間で12回実施している。これは、外国人住民の子供が小中学校で学習についていくことができないことや生活になじめないことから不登校になり、進路選択の幅が狭まるなどの状況にならないよう入学前からサポートを実施しているものである。プレスクールにおいて日本語の読み書きができるようになることは、子供が心身ともに健やかに学校生活を送ることができるようになるための手段の一つであり、小・中学校における教育との連携や子供の親へのサポートなど、ライフステージの変化に対応するための事業の一つといえる。

(2) 具体的な取組

施策1 乳幼児期～子供期（おおむね14歳まで）

- ア 日本語教育の推進
- イ 保育所への通訳者の配置
- ウ 学校に通う前の段階から、言語だけでなく日常生活における文化的な違いなどを
知ることができる機会等の提供
- エ 小中学校での学習支援
- オ 高校進学のための情報提供及び学習等の支援
- カ 保護者向けの子育て、教育及び福祉サービスに関する情報の提供
- キ 地域における交流の場の提供

施策2 青年期（おおむね15歳から20代前半まで）

- ア 日本語学習支援の強化（学校以外での学習支援）
- イ 日本での生活への適応支援
- ウ 就学支援、キャリア教育、就労支援の促進
- エ 異文化交流の促進

施策3 成人期（おおむね20代後半から65歳まで）

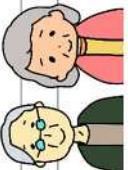
- ア 多言語・やさしい日本語による情報発信
- イ 行政手続の多言語・やさしい日本語表記
- ウ 相談機能の拡充
- エ 外国人住民と日本人住民との架け橋となるリーダーの育成

施策4 老年期（おおむね65歳以上）

- ア 社会保障制度の周知
- イ 医療・高齢者福祉サービスの周知
- ウ 介護人材の育成支援
- エ コミュニティ活動などへの参加の促進

施策5 全世代

- ア 日本語学習機会の充実
- イ 保健・医療・福祉など専門的な分野における通訳手段と情報提供の充実
- ウ ITなどを活用した情報提供や相談体制の充実
- エ 災害発生時の支援態勢の整備、感染症流行時における情報提供の強化
- オ 多言語対応の防災ガイドブックやハザードマップの作成

ス テ ィ ー ジ	乳幼児期 (おおむね5歳まで)	こども期 (おおむね6～14歳)	青年期 (おおむね15～20代前半)	成人期 (おおむね20代後半～64歳)	老年期 (おおむね65歳以上)
こ と ば の 支 援	東近江市には、様々な国籍・地域の外国人住民が住んでいます。必要な情報が届くように多言語・やさしい日本語での発信に取り組めます。また、外国人住民の日本語や日本の文化や慣習などに関する理解を促進するため、日本語学習の機会を幅広く提供します。 	日本語学習支援の強化 ○小中学校での学習支援 ○外国人児童生徒指導協力員の派遣 	多言語・やさしい日本語による情報発信 ○外国人住民への多言語対応 ○ホームページや広報紙などの多言語表記  日本語学習支援の強化（学校以外での学習支援） ○日本語教室のスキルアップ支援 ○日本語教室の支援	日本語学習支援の強化（学校以外での学習支援） ○日本語教室のスキルアップ支援 ○日本語教室の支援	日本語学習支援の強化（学校以外での学習支援） ○日本語教室のスキルアップ支援 ○日本語教室の支援
暮 ら し の 支 援	子育て環境の整備 ○保育所への通訳者の配置 ○地域における交流の場の提供 	外国人住民の定住化の傾向に伴い、外国人住民が地域において安全・安心に生活するために相談機能の拡充、通訳・翻訳支援、子供の教育、就労・就労などのライフステージに応じた支援の充実に努めます。 	生活支援 ○就労支援：高校進学ガイダンスの支援 ○就労支援：専門家による労働相談の機会提供 ○高校生・大学生向け就職セミナー	相談機能の拡充 ○行政窓口の多言語・やさしい日本語通訳システムの整備 ○相談ツールの拡充 ○届出・申請など行政手続きの多言語・やさしい日本語表記 ○社会保険制度や高齢者福祉サービスの周知	相談機能の拡充 ○行政窓口の多言語・やさしい日本語通訳システムの整備 ○相談ツールの拡充 ○届出・申請など行政手続きの多言語・やさしい日本語表記 ○社会保険制度や高齢者福祉サービスの周知
災 害 時 の 支 援	防災の周知 ○防災教室（訓練）の開催 ○外国人のための防災ガイドブックの発行、充実 	災害発生時の支援 ○災害時外国人支援センターの運営 ○多言語防災メール	いざという時のために、主体性をもって参画できるような取組を推進します。 	いざという時のために、主体性をもって参画できるような取組を推進します。 	いざという時のために、主体性をもって参画できるような取組を推進します。 

【図5 ライフステージに応じた支援】

5 多文化共生を推進するための体制の整備

(1) 現状の取組と課題

外国人住民が増加しニーズが多様化する中で、外国人施策に関わり行政に求められている課題は極めて多岐にわたっている。本計画策定に当たり寄せられた意見などから各現場において直面する課題に個別に対応することで課題解決に苦慮することが多い実態が浮かび上がってきた。

一方で、多文化共生推進に資する事業や活動を実践している事例は少なくないが、それらに関する情報の発信が十分ではなく、必要とする人や団体に届いていないということが大きな課題の一つとなっている。

多文化共生社会の実現に向けては、個別具体の取組やそこで生じている問題を共有し、連携して課題解決に取り組むことが求められる。多文化共生施策を推進する庁内会議を設置し、現状の把握、情報の共有と整理を行うとともに、関係機関との連携を一元的に担っていくなど、推進体制を確立する必要がある。

(2) 具体的な取組

施策1 行政連携の推進

- ア 庁内プロジェクト委員会の設置
- イ 庁内の多文化共生に関する情報の共有
- ウ 国、県、近隣自治体との連携の推進

施策2 関係機関の連携

- ア 東近江市多文化共生推進委員会（仮）の設置
- イ 東近江市多文化共生フォーラム（仮）の開催
- ウ 企業等との情報交換や連携の場の創設
- エ 警察・消防・医療機関等との連携の場の設置

施策3 各種団体やボランティアの連携

- ア 日本語教室の拡充
- イ 日本語指導が必要な外国人児童生徒への対応の改善

施策4 市民の多文化共生に関する意識の醸成

- ア 日本人住民と外国人住民との交流会の実施
- イ 多文化共生講座（国際理解講座）の実施
- ウ 市ホームページ等による情報発信

資料編

1 在留資格一覧表

別紙 1

2 用語の説明

	用語	説明	頁
い	育成就労制度	人材確保と人材育成を目的とし、令和6年（2024年）に参議院本会議で可決、成立した。令和9年（2027年）改正入管法が施行となる。（参考：技能実習制度は技能移転による国際貢献を目的とする制度。1993年に創設され2030年に廃止予定）	2
え	永住化	特定の国や地域において、外国籍の人がその場所に無期限で居住する権利を取得すること、またその状態を指す。	16
お	オンラインシステム	インターネットやコンピュータネットワークを利用して、データやサービスを共有・管理する仕組みのこと。	19
き	キャリア教育	個人が将来の進路や職業に対する意識を高め、その能力や適性をいかして社会で活躍できるように支援する教育のことを指す。自己理解の促進、職業や社会の仕組みについて学ぶ、問題解決やコミュニケーション能力の習得、職場体験やインターンシップという実地学習などを含むことが多い。個人の能力、興味や価値観を踏まえ短期・中期・長期の視点で具体的な方向性を考えることが重要である。	25
く	グローバル化	世界中の人々、企業、国々が互いに結びつき、経済、文化、技術、情報などが国境を越えて共有されるプロセスのこと。具体例として国際貿易やインターネットの普及など。	17
け	経済連携協定 (EPA: Economic Partnership Agreement)	国や地域同士が経済活動を活発にするために結ぶ国際的な協定のこと。貿易や投資の自由化の促進だけでなく、知的財産の保護や人的交流の拡大、技術協力など幅広い分野での協力を目的とする。 具体的には、関税の削減や撤廃、サービスや投資分野での規制緩和、労働力移動の円滑化といった内容が含まれることが多い。	2
こ	言葉の壁	異なる言語を話す人同士がコミュニケーションを取る際に起きる困難のことを指す表現。相手の言語を理解できないことで情報が正しく伝わらなかったり、誤解が生じたりすることがあり、交流を避ける人が出てくるなど異文化交流が阻害される原因となることもある。翻訳、通訳や言語学習が一般的な克服の手段である。	22

	用語	説明	頁
こ	コロナ禍	令和元年（2019 年）末に中国・武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的に拡大したことでもたらされた社会・経済・医療などへの深刻な影響を指す。令和 5 年（2023 年）には多くの国で規制が緩和され、日本も同年 5 月に新型コロナの感染症法上の分類が「5 類」へと移行したことで社会経済活動は正常化に向かった。	1
し	社会的孤立	内閣府の孤独・孤立対策推進法に基づく資料に「日常生活や社会生活において孤立していることにより、心身に有害な影響を受けている状態」と説明されている。家族や仕事があっても社会的孤立は起こりうる。	21
す	スマートフォンアプリ	スマートフォンで特定の機能やサービスを提供するためのソフトウェアのこと。	18
た	タガログ語 (Tagalog)	フィリピンの主要な言語の一つであり、フィリピンの公用語であるフィリピン語 (Filipino) の基礎となっていて、主にルソン島を中心とする地域で話されている。話者人口は約 2,800 万人であり、第二言語としても広く使用されている。 フィリピン国内では英語とともに公用語として用いられ、政府、教育、メディアなどの場面で重要な役割を果たしている。	10
た	多言語化ツール	異なる言語間でのコミュニケーションを円滑にするための、翻訳や字幕生成などの技術やソフトウェアのこと。	19
た	タブレット	薄型で持ち運びやすい電子機器の一種でタッチスクリーンを搭載しているコンピュータのこと。	21
ち	地域コミュニティ	ある特定の地域に住む人々が形成する集まりや関係性のことを指す。住民同士が地理的な近さを通じて交流し、互いに助け合ったり、情報を共有したりすることで生まれるつながりであり、自治会、地元のイベントや祭りなどが例として挙げられる。	22
て	定住化	特定の場所に長期間住むこと全般を指す。法律的な資格や権利とは直接関係なく、その場所で生活をするというより一般的な生活状態を表している。	13
と	特定技能制度	国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性、技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度。平成 30 年（2018 年）改正入管法で在留資格「特定技能」ができ、翌年から受入れが可能となった。	2

	用語	説明	頁
に	入管法	入管法（正式名称：出入国管理及び難民認定法）は、1951 年に制定された日本における外国人の出入国や在留資格、難民認定などを規定する法律である。（改正など制度の変遷については資料編 3 を参照） 日本に入国・滞在する外国人の在留資格を定め、適正な管理を行うことを目的としている。具体的には、査証（ビザ）の発給要件、在留期間の管理、就労制限、強制退去処分などを規定している。また、日本に滞在する外国人が適法に活動できるよう、在留資格ごとに許可される範囲を明確にしている。 難民認定制度も入管法の枠組みに含まれ手続を定めているが、日本の難民認定率は国際的に見ても低く制度の厳格さが国内外で議論的となっている。	1
は	ハザードマップ (Hazard map)	災害が発生した場合に備え、被害が予測される場所や避難場所などの情報を地図上に示したもの。東近江市では「東近江市防災マップ」に掲載されている。東近江市防災マップは日本語版だけでなく、英語版、中国語版、ポルトガル語版、ベトナム語版、やさしい日本語版がある。 （参考：東近江市ホームページ「東近江市防災マップ」 https://www.city.higashiomi.shiga.jp/kurashi_tetsuzuki/anzen_anshin/1001940/1001999/1002000.html）	25
は	バブル景気	資産価格（株式や不動産など）が急激に上昇し、実体経済と大きくかい離した一時的な好景気のこと。 日本では 1980 年代後半から 1990 年代初頭に発生。経済活動の急拡大やサービス産業の拡大などもあり、短期間で多くの労働力が必要とされる状況が生まれた。	1
や	やさしい日本語	日本語に慣れていない人でも理解しやすい言葉や表現を簡単にした日本語のこと。特に、外国人、高齢者や小さな子供など日本語の理解に困難を感じる人々に向けて使われることが多い。 具体的な特徴として、短文であること、簡単な単語であること、専門的な用語は避けるか説明を加えることなどがある。会話の際はゆっくり話すことや明瞭に発音することも重要となる。	16

	用語	説明	頁
ら	ライフサイクル (Life Cycle)	ある物事が誕生し、成長し、衰退していく一連の過程を指す概念である。主に人の生涯、製品、企業、自然環境など、多様な分野で用いられ、本計画においては「人のライフサイクル」として使っている。 人のライフサイクルについては、心理学や社会学の分野において「誕生→成長→成熟→老化→死」といった人間の一生の流れを指すことが多い。これはライフステージと関連し、各段階での発達課題や社会的役割の変化を分析する際に用いられる。	2
ら	ライフステージ (Life Stage)	人の一生における成長や発達の過程を区分した段階のこと。一般的に乳児期・幼児期・学童期・青年期・成人期・老年期といった形で区分される。各ライフステージにおいて身体的・精神的・社会的な変化が生じ、それぞれの発達課題や役割があるとされる。	2
り	リーマン・ショック (Lehman Shock)	平成 20 年（2008 年）9 月 15 日に米国の大手投資銀行リーマン・ブラザーズが経営破綻したことをきっかけに発生した世界的な金融危機のこと。 リーマン・ブラザーズの破綻は、当時の米国におけるサブプライムローン問題（信用力の低い借り手向け住宅ローンの焦げ付き）に端を発しており、不良資産が金融機関に広がったことで信用不安が急激に拡大。その結果、米国をはじめとする世界各国の金融市場が混乱し、株価の暴落、企業の倒産、失業率の上昇など深刻な経済危機を引き起こした。 世界経済への影響は長期に渡り、日本経済も輸出の大幅な減少や企業業績の悪化など深刻な影響を受けデフレや景気後退が進行した。	1
る	ルーツ (roots)	「根っこ」「起源」を意味する言葉。本計画においては人や物事の起源や由来を指す言葉として使用しており、その人やその家族、先祖が元々どこに住んでいたのか、どのような文化や背景を持っているのかということを意味する。	13

3 外国人施策の推移について

年代	多文化共生推進関連の主な施策
1951 (S26)	・「出入国管理令」公布：現在の入管体制の始まり
1980 年代	・国際人権規約を批准し「難民の地位に関する条約」に加入 ⇒インドシナ難民の受入れ
1988 (S63)	・外国人労働者問題関係省庁連絡会議 ⇒外国人労働者を中心とする外国人受入れに関する諸問題の検討を開始
1990 (H2)	・改正「出入国管理及び難民認定法」施行 ⇒バブル景気を背景に外国人労働者の受入れを図るもの。在留資格「定住者」が創設され、南米諸国出身者を中心とした日系人の来日が増加
1993 (H5)	・「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」 ⇒外国人が社会の一員として日本人と同様の公共サービスを享受するなど、各種受入環境の整備に着手
1999 (H11)	・第9次雇用対策基本計画 ⇒専門的・技術的分野の外国人労働者受入れをより積極的に推進
2001 (H13)	・外国人集住都市会議 ⇒静岡県浜松市の提唱で外国人が多数集住する市町が参加、外国人住民施策について情報交換と国への提言活動を展開し、同年10月に「浜松宣言及び提言」を発表
2004 (H16)	・日本経済団体連合会「外国人受け入れ問題に関する提言」 ⇒経済界から外国人労働力の活用の観点での提言
2005 (H17)	・「多文化共生の推進に関する研究会」 ⇒総務省が「多文化共生の推進に関する研究会」を設置し、多文化共生推進に向けた諸課題について議論。平成18年（2006年）「多文化共生の推進に関する研究会報告書 ～地域における多文化共生の推進に向けて～」の中で「多文化共生」を定義し、多文化共生の推進に向けた諸課題とプログラムを提示 ・経済財政諮問会議「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（骨太の方針）」 ⇒高度人材の受入促進及び日本で就労する外国人が国内でその能力を発揮できるような環境整備について提言
2006 (H18)	・総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を策定 ⇒入国した外国人の地域社会への受入れについて、主体的な役割を果たす担い手を地方公共団体とする。また、外国人住民が直面すると想定される課題を挙げ、生活に必要な情報について多言語で提供を行うための支援及び地域社会における意識啓発まで様々な施策を提示
2008 (H20)	・「留学生30万人計画」の策定、発表 ・日・インドネシア経済連携協定（EPA） ・日・フィリピン経済連携協定（EPA）
2009 (H21)	・入管法の改正、在留資格「技能実習」創設⇒在留資格「留学」と「就学」の一本化
2011 (H23)	・「日系定住外国人施策に関する行動計画」 ⇒経済危機（リーマンショック）に伴う外国人労働者の再就職難、生活困難な状況に置かれる人々への対応策を検討

年代	多文化共生推進関連の主な施策
2012 (H24)	・「高度人材ポイント制」導入 ⇒研究者や技術者等の高度外国人材を確保するために資格を創設
2014 (H26)	・日・ベトナム経済連携協定（EPA） ⇒ベトナム人看護師・介護福祉士候補者の受入開始
2015 (H27)	・SDGs ⇒「国連持続可能な開発サミット」で採択。人間、地球及び繁栄のための行動計画。10番目の目標「人と国の不平等をなくそう」のターゲット 10.7 では「計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する」を挙げ、移民政策について言及 ・入管法の改正、在留資格「高度専門職 1 号(イ)(ロ)(ハ)」「高度専門職 2 号」が創設 ⇒在留資格「技術」「人文知識・国際業務」を「技術・人文知識・国際業務」に一本化
2016 (H28)	・「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」（閣議決定） ⇒新たな在留資格を創設し、外国人の受入れ環境整備を効果的・効率的に推進
2018 (H30)	・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 ⇒「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備等について検討を開始。「外国人労働者導入を否定」する方針から、実質的に「外国人の移民を受け入れる国」へと政策転換。「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」の検討を推進 ・移民の権利保護を定めた国連移住グローバル・コンパクトに署名 ⇒日本は“移民”の権利を保障することを海外に向かって表明
2019 (R1)	・「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行 ・入国管理局が出入国在留管理庁へ改組。在留資格「特定技能 1 号・2 号」創設 ⇒農業・漁業・建築関係・宿泊関係などの 14 業種において、労働力不足解消を目的とした「特定技能」が創設。特定活動「46 号・47 号」を追加し、特定活動に接客などの業務も行える「46 号・本邦大卒者等」が付加
2020 (R2)	・「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」（文部科学省の策定） ⇒就学していない外国人の子供に対する日本語指導等の実施や地域における就学状況調査・就学ガイダンスの実施等の取組の推進
2021 (R3)	・入管法改正、外国人「育成就労」創設 ⇒労働力不足解消のため、人材確保を目的とする。 ・「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」（入管庁設置）の意見書 ⇒介護なども含めた「ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援」の必要性の提言を踏まえ、我が国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けて、令和 8 年度（2026 年度）までを対象期間とした中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを策定 ・「やさしい日本語の普及による情報提供等の促進に関する検討会議」（入管庁及び文化庁） ⇒やさしい日本語の普及を一層促進するための効果的な方策を検討
2023 (R5)	・「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」 ⇒日本語教育機関の日本語教育水準の維持向上と日本語教師の能力及び資質の向上を図り、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与する仕組みを構築
2024 (R6)	・入管法改正、技能実習制度廃止 ⇒「育成就労制度」の新設、特定技能の分野を追加（自動車運送業・鉄道・林業・木材産業）

4 アンケート内容と結果

外国籍を持つ市民に対するアンケートについて

1 アンケートの目的

東近江市に住む外国籍市民の生活を支援するために、どのような人が暮らしているかということと生活する上での支援ニーズを把握し「多文化共生のまちづくり」を推進する上での基礎資料とする。

2 調査対象

東近江市内に在住する外国籍市民のうち、東近江国際交流協会が実施する日本語教室の受講生

3 調査方法

- (1) 日本語教室においてアンケート用紙を配布
- (2) 回答方法はアンケート用紙への直接記入
- (3) 質問項目はやさしい日本語で、イラストを使い表現
- (4) 分からない表現については、日本語を指導するボランティアがサポート

4 調査期間

令和6年（2024年）7月から8月末まで

がいにこくせき しゅみん たい あんけーと 外国籍の市民に対するアンケート

1 あなたは何歳ですか。（1つ選択）

☐ 19歳未満	☐ 50～59歳
☐ 20～29歳	☐ 60～69歳
☐ 30～39歳	☐ 70歳以上
☐ 40～49歳	

2 あなたは、日本にどれくらいの期間住んでいますか。



3 あなたは、東近江市にどれくらいの期間住んでいますか。



4 あなたは、どこの国（地域）の出身ですか。



5 あなたは、日本語を話すことができますか。（どちらかに☑をしてください。）

☐ 話すことができます。
☐ 話すことができません。

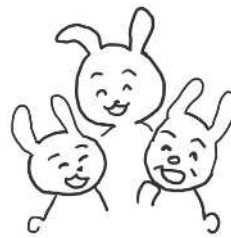


6 ^{いっしょ}一緒に住んでいる人^{ひと}はいますか。（あてはまるものすべてに☑をしてください。）

☐ ^{はいぐうしや} 配偶者、パートナー	☐ ^{しんせき} 親戚
☐ ^{おや} 親	☐ ^{ゆうじん} 友人
☐ ^こ 子（18歳 ^{さい} 以上 ^{じょう} ）	☐ ^{おな} 同 ^{かい} じ ^{しや} 会 ^{ひと} 社 ^{ひと} の人
☐ ^こ 子（18歳 ^{さい} 未 ^{まん} 満）	☐ その他（ ）
☐ ^{きょうだいしまい} 兄弟姉妹	☐ ^{いっしょ} 一緒に住んでいる人 ^{ひと} はいません。

7 あなたは、自分^{じぶん}の出身^{しゅっしんこく}国・地^{ちいき}域^{ひと}の人と交^{こう}流^{りゅう}することはありますか。
（どちらかに☑をしてください。）

☐ ^{こうりゅう} 交 ^{こう} 流 ^{りゅう} することがある。
☐ ^{こうりゅう} 交 ^{こう} 流 ^{りゅう} はしていない。



8 あなたは、東^{ひがし}近^{おうみし}江^す市^ごの住^ごみ心^{こち}地^よをどう感^{かん}じていますか。
（どちらかに☑をしてください。）

☐ ^{ひがしおうみし} 東 ^す 近 ^ご 江 ^{こち} 市 ^よ の住 ^{かん} み心 ^{かん} 地 ^{かん} は良 ^{かん} い ^{かん} と感 ^{かん} じ ^{かん} る。
☐ ^{ひがしおうみし} 東 ^す 近 ^ご 江 ^{こち} 市 ^よ の住 ^{かん} み心 ^{かん} 地 ^{かん} は良 ^{かん} く ^{かん} ない ^{かん} と感 ^{かん} じ ^{かん} る。



あなたがそう感^{かん}じる理^り由^{ゆう}を教^{おし}えてください。（記^き述^{じゆつ}）

--

9 あなたは働いていますか。（1つに☑をしてください。）

- ☐ 東近江市内で働いています。
- ☐ 東近江市ではないところで働いています。
- ☐ 現在、仕事を探しています。
- ☐ 現在、働く予定はありません。
- ☐ その他（



10 地域^{ちいき}の人たちとの交流^{こうりゅう}について（どちらかに☒をしてください。）

- ☐ 住んでいる地域の^{ちいき}の人たちと^{こうりゆう}交流がある。
- ☐ 住んでいる地域の^{ちいき}の人たちと^{こうりゆう}交流はない。



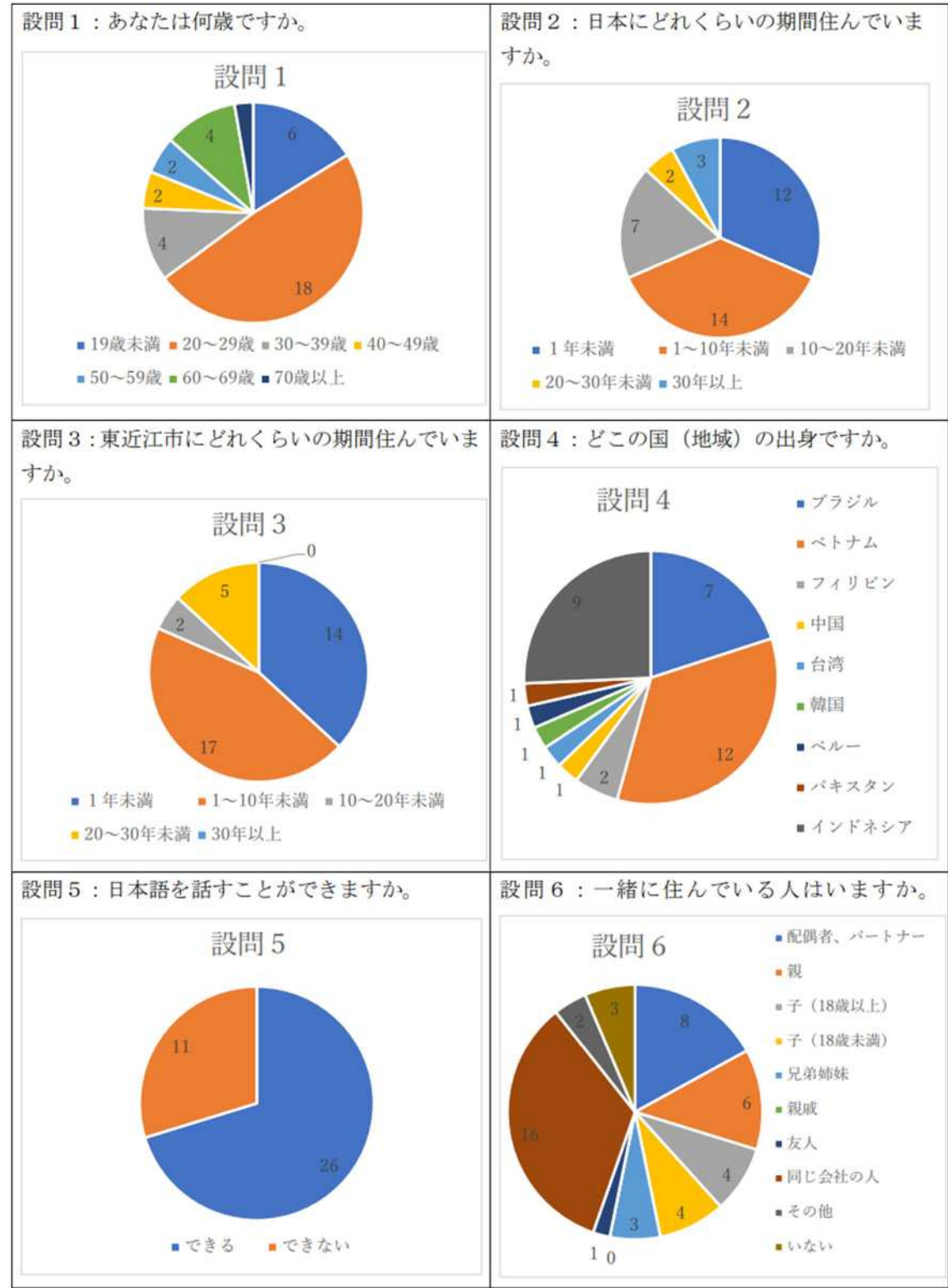
11 困^{こま}ったり心配^{しんぱい}したりしたことはありますか。(記^き述^{じゆつ})

[illegible]

ごきょうりよく
御協力ありがとうございました。これで質問は終わります。しつもん お

令和6年度（2024年度）

東近江市の日本語教室に通っている、外国籍の市民に対するアンケート



設問 7：自分の出身国・地域の人と交流すること
はありますか。



設問 8：東近江市の住み心地をどう感じてい
ますか。



8 のように感じる理由を教えてください。(記述)

【良い】

皆優しい。／会社の人が優しい。／日本人が優しい。／人が優しい。／皆いい人。／先生優しい、熱心。／日本語の先生が優しい。／給食がおいしい。／働く場所がある。安全／働きやすい。便利／買い物がしやすい。／スーパーが近い。／仕事がある。／日本語を教えてくれる。買い物できる。サービスがいい。／買い物に便利／便利／安全／英語が通じる日本人の友達に恵まれ、歴史文化にも興味があるので飽きることがない。／四季折々を感じられる自然豊かな場所。奥深い歴史と文化を有するまち。／静かなところ。／涼しい。／きれい。／天気がいい。

【良くない】

学校が楽しくない。／赤ちゃんをみているから外にあまり出ていない。／日本語の先生が欲しい。／物価が高い。／じめじめしている。／距離が長い。／まだ分からない。

設問 9：あなたは働いていますか。



設問 10：地域の人達との交流はありますか。



設問 11：困ったり心配したりしたことはありますか。（記述）

【言葉のこと】

病気の時、他のブラジル人（日本語が分からない）が行ける病院が東近江市に無い。市外病院まで行く。／デザインの学校に行きたかったけれど日本語の受験は難しい。／先生の言うことが解らない。／正しい日本語日常会話、専門用語が難しい。／日本語を上手に話したい。／日本語が難しい。早く話されたら分からない。

【制度のこと】

働きたいのに赤ちゃん（１歳）を見てくれるところがない。市役所に相談に行ったが「お母さん自体が先に働いてください」と言われた。でも子供を置いて働きに行けない。／道路標識が読みづらくて道に困りやすい。アルファベット表記が少ない。

【その他】

国語と社会が難しい。／「外人」といわれる。／きちんとした仕事がしたい。／自治会費を払ってくださいと言われ、分からないと答えた。／子供達の勉強のこと。／日本の景気／他のベトナム人の犯罪ニュースについて心配する。／お米不足／別になし。

- ・アンケート回答数：38 件
- ・実施期間：令和 6 年 7 月中旬から 9 月中旬
- ・対象者：東近江国際交流協会が実施する日本語教室に通う人

5 東近江市多文化共生推進計画 委員会名簿

(1) 東近江市多文化共生推進計画策定委員会 代表者会議

所属機関名	役職	氏名
東近江市	参与	筒 井 正
東近江警察署	署長	山 本 貴 志
東近江行政組合	消防長	山 添 裕 司
東近江市社会福祉協議会	会長	大 塚 ふ さ
東近江市民生委員児童委員協議会	会長	山 田 滋
東近江公共職業安定所（ハローワーク東近江）	所長	波多野 真
八日市商工会議所	会頭	二 橋 省 之
東近江市商工会	会長	鈴 村 重 史
特定非営利活動法人まちづくりネット東近江	代表	西 川 実佐子
東近江国際交流協会	会長	二 橋 省 之

(2) 東近江市多文化共生推進計画策定委員会

所属機関名	役職	氏名
東近江市	参与	筒 井 正
八日市商工会議所	事務局長	伊 藤 正 之
東近江市商工会	総務指導課課長	村 島 貴 平
東近江市民生委員児童委員協議会	副会長	中 村 新
東近江市社会福祉協議会	地域福祉課主幹	上 田 祐 子
東近江公共職業安定所（ハローワーク東近江）	職業相談第一部門 統括職業指導官	久 保 雄 大
東近江警察署	警備課長	山 本 佳 大
東近江行政組合	警防課課長補佐	山 下 賢 一
特定非営利活動法人まちづくりネット東近江	事務局長	森 下 瑠 美
東近江国際交流協会	事務局	今 若 真 樹

(3) 東近江市多文化共生推進計画検討委員会

所属	役職	氏名
市長直轄組織防災危機管理課	課長補佐	北 川 達 弥
総務部DX推進課	課長補佐	川 村 哲 司
市民部まちづくり協働課	課長補佐	西 川 誠
市民部市民生活相談課	課長補佐	村 山 弘 晃

健康医療部地域医療政策課	課長補佐	武 田 真 一
福祉部福祉政策課	主幹	小 林 亜 樹
こども未来部こども政策課	主幹	富士谷 綾 美
こども未来部幼児課	主幹	清 水 良 子
商工観光部商工労政課	係長	山 中 則 人
商工観光部観光物産課	参事	臼 田 裕 真
教育委員会学校教育課	係長	北 岸 紗 千

(4) 事務局

所属	役職	氏名
企画部（令和6年度）（2024年度）	部長	曾 羽 道 明
企画部	部長	中 堀 智 之
企画部企画課	課長	内 田 知 弥
企画部企画課	係長	溝 江 麻衣子
企画部企画課（令和6年度）（2024年度）	主任	大 菅 順 弥
企画部企画課	主事	岩 崎 絵 理

6 計画策定の経過

年月日	会議等
令和6年（2024年）5月22日 ～6月7日	東近江市役所全庁調査（外国人住民に対する施策について）
令和6年（2024年）6月25日	東近江市多文化共生推進計画検討委員会（第1回）
令和6年（2024年）8月27日	東近江市多文化共生推進計画検討委員会（第2回）
令和6年（2024年）7月～9月	日本語教室に通う外国人住民を対象としたアンケート調査
令和6年（2024年）10月24日	東近江市多文化共生推進計画策定委員会（第1回）
令和6年（2024年）11月20日 ～12月4日	東近江市役所全庁調査（多文化共生の取組に関する課題について）
令和6年（2024年）12月20日	東近江市多文化共生推進計画策定委員会（第2回）
令和7年（2025年）3月24日	東近江市多文化共生推進計画策定委員会（第3回）
令和7年（2025年）5月7日	東近江市多文化共生推進計画代表者委員会

【別紙1】在 留 資 格 一 覧 表

一の表（就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（二の表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月

二の表（就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
高度専門職 1号	イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動	ポインント制による高度人材	5年
	ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動		
	ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動		
	高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与するものとが見込まれるもの		

つづき 二の表（就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動		該当例	在留期間
	2号	イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授、芸術、宗教、報道の項に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能2号の項に掲げる活動（2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）		
高度専門職	1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動		ポイント制による高度人材	無期限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなれば法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）		企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他の法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動		弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他の法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動		医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項に掲げる活動を除く。）		政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動		中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授、芸術、報道の項に掲げる活動、この表の経営・管理、法律・会計業務、医療、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。）		機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動		外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動		介護福祉士	5年、3年、1年又は3月

つづき 二の表（就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動		該当例	在留期間
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）		俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は30日
	技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
特定技能	1号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する業務に従事する外国人 【介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電子情報関連産業（製造分野）、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業の12分野】 ※追加決定…自動車運送業、鉄道、林業、木材産業	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
	2号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人 【上記のうち、介護を除く11分野】	3年、1年又は6月
技能実習	1号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
	2号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
	3号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）

三の表（非就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間

四の表（非就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学校、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学校、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	法務大臣が個々に指定する期間（4年3月を超えない範囲）
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（二の表の技能実習1号、この表の留学の項に掲げる活動を除く。）	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	一の表の教授、芸術、宗教、報道、二の表の高度専門職、経営・管理・法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、三の表の文化活動又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

五の表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

入管法別表第二の上欄の在留資格（居住資格）

在留資格	本邦において有する身分または地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

東近江市多文化共生推進計画

令和 7 年（2025 年）9 月

発行：東近江市企画部企画課



〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町 10 番 5 号

電話：0748-24-5610 FAX：0748-24-1457

メール：kikaku@city.higashiomi.lg.jp